

設備工事情報シート	衛生	I-P-1	制定	2004年4月1日
			改訂	2015年3月1日
I. 施工要領	樹脂管の品質管理システム		作業フロー	
<p>1. 目的・概要</p> <p>住宅の給水および給湯配管に使用される樹脂管（架橋ポリエチレン管およびポリブテン管）の施工方法には、さや管ヘッダー工法および先分岐工法がある。その施工要領および使用部材はメーカーごとに異なるため、認識不足による不具合を防止するにはメーカーが規定する施工前後の確認が重要である。</p> <p>以下に、施工者が行う一連の品質管理作業のフローの一例を示す。</p> <p>2. 「樹脂管の品質管理システム」の作業フロー</p> <p>(1) ゼネコンの設備担当者は、サブコンの代理人に「樹脂管の品質管理システム」の導入を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゼネコンの設備担当者は採用するメーカーの施工要領をよく理解すること。 ● ゼネコンの設備担当者はサブコンの代理人に樹脂管の品質管理システムをよく説明すること。 <p>(2) サブコンの代理人は、必要に応じて採用メーカーの担当窓口、現場講習会の開催を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サブコンの代理人は、作業員がメーカーの現場講習会に以前、参加したことがあり、技術認定を得ているかどうかを、メーカーのデータおよび作業員が所有する技術認定証から確認する。 ● 作業員全員が技術認定証を所有している場合でも、メーカーは製品およびシステムの変更時期などを確認すると共に、施工会社の要望に応じて必要とあらば、現場講習会を都度、開催する。 <p>(3) メーカーは、必要に応じて現場において技能講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未経験者、未受講者および技術認定証の未所有者に対して実施する。 ● メーカーは現場講習会を実施する。 ● さや管ヘッダー工法に限らず、先分岐プレハブ工法においても同様とする。 <p>(4) メーカーは、受講後、必要に応じて合格者に対して技術認定証を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メーカーは、現場講習会参加者の中から一定の技能レベルに達していると認める作業員に対し、技術認定証を発行する。 ● メーカーは、技術認定証を発行した作業員の全データを登録し、一元管理する。 ● メーカーは、ゼネコンおよびサブコンからデータ提出を求められた場合、必要なデータを提出する。 <p>(5) 作業員は、施工中および施工後、メーカーが奨励する確認方法を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作業員は、ゼネコンまたはサブコンが提示する工程・時期に、メーカーが推奨する水圧試験等を実施する。実施後、実施の有無に関する記録を残す。（⇒現地チェックマークでも可） ● サブコンは、作業員がメーカーが推奨する確認作業を行ったことを必ず確認し、記録に残す。 <p>(6) メーカーは、必要に応じて現場ごとに技術認定ステッカーを発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術認定ステッカーには、作業員名と登録番号、所属会社名とその登録番号、現場名、発行番号を表示する。（作業所ごとに新規発行） ● 集合住宅の住戸ごとに作業員の技術認定ステッカーを必ず、1枚貼り付けること。 ● 技術認定ステッカーを貼り付ける場所は、引渡し後も容易に確認できる場所とする。 （さや管ヘッダー工法の場合、ヘッダー表面。先分岐工法の場合、床下点検口近傍など） ● 複数の作業員（責任者）が住戸ごとに分かれて施工する場合、人数分のステッカーを用意する。 ● 同じ住戸において複数の作業員が施工にあたる場合、責任者1名のステッカーを貼り付ける。 <p>(7) ゼネコン設備担当者は、適時（隠蔽前）、水圧検査結果および技術認定ステッカーの有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施工不良が確認された場合、サブコンの代理人はメーカーにその状況を連絡する。 ● メーカーは作業員データにその記録を残し、再教育および再発防止に努める。 				